

平成28年度研修部・総合研修所事業計画

研修制度の概要

司法書士制度発展のため、会員個々の法律家としての資質、執務能力の向上を図ることにより、国民の権利保護に広く寄与し、社会全体からの信頼を高めることを目的として研修事業を行う。

国民の多様な法的ニーズに応えるべく、法令及び実務に精通し、高い倫理観を持った司法書士像を確立するため、具体的には次のような研修事業計画を推進していく。

1. 登記業務に関する研修
2. 裁判実務の習得を目的とする研修
3. 簡裁訴訟代理等関係業務に関する研修
4. 商事・企業法務に係る専門職能に関する研修
5. 成年後見業務に関する実務家としての倫理、資質向上を図るための研修
6. 民事保全・執行手続に関する研修
7. 家事事件・少年事件に関する研修
8. 法律家としての職業倫理に関する研修
9. 新設、改正された法令の習得に関する研修
10. 国民への法的サービスを提供するための研修
11. その他会員の資質と執務能力の向上を図る研修

また、年間研修スケジュールの見直し、及びスクール型研修の科目選択制導入の検討によって、会員にとって受講しやすい研修環境の整備を目指すとともに、支部ブロックセミナー、支部セミナーの強化を図り、会員全員が日司連会員研修規則第4条第2項に基づく単位を取得することを推進していく。

新人研修については、司法書士制度発展のため、次世代の人材育成の場とし、日司連及び関東ブロック主催の各新人研修と連携し、社会の期待に十分応え得る、実務能力、倫理観を備えた司法書士の養成を目指す。

日司連が実施する司法書士特別研修については、関東ブロックと連携・共働し、簡易裁判所における司法書士代理による訴訟、調停の普及に資する人材を養成するため、研修全体の質的向上、研修内容の充実を図る。